

令和 8 年第 7 回瑞浪市農業委員会総会議事録

開催日時	令和 8 年 7 月 3 1 日（金） 午後 2 時 0 0 分 開会 午後 2 時 3 0 分 閉会			
開催場所	瑞浪市役所 4 階 全員協議会室			
議 長	大山 理晴 会長			
出席委員 (2 2 名)	委員	水 野 安 喜		安 田 清 和
		遠 山 英 俊		小 栗 智 幸
		渡 邊 俊 美		大 山 理 晴
		勝 股 増 夫		奥 村 正 子
		加 納 富 雄		安 藤 良 一
		日比野 弘 子		成 瀬 良 美
		橋 本 美智子		中 村 美保子
	農地利用 最適化推 進委員	岩 嶋 貞 夫		小 倉 清 弘
		水 野 肇		有 賀 京 子
		三 輪 徳 夫		有 我 俊 春
		渡 邊 美 孝		宮 地 真美子
欠席委員 (1 名)	堀 部 睦 美			
事務局	局長補佐 青 山 哲 也 事務職員 青 柳 慧一郎			
付議事項				
議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について				
議第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可の取消申請について				
議第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について				
議第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について				
※付議の内容については別添のとおり				

大山会長

(挨拶)

ただ今から令和8年第7回瑞浪市農業委員会総会を開会いたします。

瑞浪市農業委員会の会議規則第3条の規定により、議長は、会長が務めることになっておりますので、私が、議長の職を務めさせていただきます。

本日の出席委員は、農業委員14名、推進委員8名でありますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の定足数であります過半数に達しており、総会は成立いたしました。

それでは、議事日程に従って進めてまいりますので、委員各位のご協力をお願いいたします。

議 長

日程第1、「議事録署名委員の指名について」、これを議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

委 員

(異議なしの声)

議 長

それでは異議ないものと認め、議事録署名委員は、水野 安喜委員と小倉 清弘委員の2名を指名いたします。

なお、本日の議事録書記は、事務局を指名いたします。

それでは、日程第2に入ります。

議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題いたします。

岩嶋委員、説明をお願いします。

岩嶋委員

去る7月24日、大山 理晴委員、三輪 徳夫委員、青山局長補佐、青柳事務職員、私の5名で現地確認をいたしました。

農地法第3条の規定による許可申請につきましては2件であります。

内容といたしましては、畑が3筆、その他が2筆で、合計面積729㎡であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

青山
局長補佐

それでは、議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案集は1ページから3ページになります。

まずは2ページをご覧ください。

3条－13

(議案書の内容を説明)

譲受人が申請地を取得し、農業経営に努めるものです。

次に3ページをご覧ください。

3条－14

(議案書の内容を説明)

譲受人が申請地を取得し、農業経営に努めるものです。

以上、議第1号に係るご説明とさせていただきます。
ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

では、これより議第1号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員

(質問・意見無し)

議 長

別段、ご質疑やご意見もないようですので、お諮りいたします。

議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、申請のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議第1号は、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議第2号「農地法第3条の規定による許可の取消申請について」を議題といたします。

岩嶋委員、説明をお願いします。

岩嶋委員

農地法第3条の規定による許可の取消申請につきましては1件であります。

内容といたしましては、2筆で、合計面積753.54㎡であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

青山

局長補佐

それでは、議第1号「農地法第3条の規定による許可の取消申請について」ご説明申し上げます。

議案集は4ページから5ページになります。

3条取消－1

(議案書の内容を説明)

申請地について農地法3条の許可申請を行いましたが、農地法3条の規定による許可の取消申請に至りました。

以上、議第2号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

では、これより議第2号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員

(質問・意見なし)

議 長

別段、ご質疑やご意見もないようですので、お諮りいたします。

議第2号「農地法第3条の規定による許可の取消申請について」、申請のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第2号は申請のとおり許可を取消することに決定いたします。

次に、議第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

岩嶋委員、説明をお願いします。

岩嶋委員 農地法第4条の規定による許可申請につきましては1件であります。内容といたしましては、その他が1筆で、面積が122㎡であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

青山
局長補佐 それでは、議第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案集は6ページから8ページになります。

4条ー1

(議案書の内容を説明)

申請地は、「陶コミュニティセンター」から300m以内にある第3種農地で、本申請に係る工事等を行われないため、転用に対し問題ないものと考えます。

以上、議第3号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。では、これより議第3号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員 (質問・意見なし)

議 長 議第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」、申請のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第3号は、申請のとおり許可が相当であるとの意見書を添えて、岐阜県知事に対して進達することに決定いたします。

次に、議第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

岩嶋委員、説明をお願いします。

岩嶋委員 農地法第5条の規定による許可申請につきましては4件であります。内容といたしましては、田が3筆、畑が3筆で、合計面積4,051.06㎡であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

青山
局長補佐

それでは、議第４号「農地法第５条の規定による許可申請について」
ご説明申し上げます。

議案集は９ページから１８ページになります。

まずは１１ページ、１２ページをご覧ください。

５条－３２

（議案書の内容を説明）

申請地は、都市計画で準工業地域に指定されている第３種農地で、隣
接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題な
いものと考えます。

次に１３ページ、１４ページをご覧ください。

５条－３３

（議案書の内容を説明）

申請地は、都市計画で第一種低層住居専用地域に指定されている第３
種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用
に対し問題ないものと考えます。

次に１５ページ、１６ページをご覧ください。

５条－３４

（議案書の内容を説明）

申請地は、都市計画で第一種住居地域に指定されている第３種農地
で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し
問題ないものと考えます。

次に１７ページ、１８ページをご覧ください。

５条－３５

（議案書の内容を説明）

申請地は、都市計画で近隣商業地域に指定されている第３種農地で、
隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題
ないものと考えます。

以上、議第４号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。では、これより議第４号について質疑に入
ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員

（質問・意見無し）

議 長

別段、ご質疑やご意見もないようですので、お諮りいたします。

議第４号「農地法第５条の規定による許可申請について」、申請のと
おり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議第４号は、申請のとおり許可が相当であるとの意見書を添えて、岐阜県知事に対して進達することに決定いたします。

以上をもちまして、日程をすべて終了しましたので、総会を閉会します。

以上、事務局が作成した議事録は正確であることを認め、議事録署名委員は下記のとおり署名する。

令和 年 月 日

・ 議 長

・ 委 員

・ 委 員